

午前 9時57分 開 議

○委員長（渡辺栄六君） おはようございます。定刻より少し前でございますが、おそろいの方ですので、これより予算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は15名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

ここで、井畑市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

井畑市長。

○市長（井畑明彦君） おはようございます。1つだけ、1点だけなのですけれども、昨日踏まえて、今日からは特別会計、そして公営企業会計の予算審査と続いていくわけですけれども、昨日の冒頭、私がお挨拶の中で触れさせていただいた一般会計からの繰出金、ここについて少し私の説明も足りなかった不明確であった点おわびして、ちょっと訂正がてら補完させていただきたく、発言の機会をいただきました。

一般会計からの繰出金が10数億円あって、これは紛れもない事実でございますし、その分が自動的に国から、あるいは県から入ってきているわけでもなく、公営企業会計においては2億円以上まさに純然たる持ち出しになっている。それから、さらに細かいところで国民健康保険については6,000万円を超えるような純然たる持ち出しがあり、後期高齢でも300万円程度の持ち出しがある。介護保険については、それでも地方交付税の中で一定の算出根拠が示されて、それは組み込まれていますということになっている。それも、しかし必ず正味大丈夫かどうかというのは、なかなか明確ではない部分があります。そのほかに今日の特別会計のところから出てきます地域産業特別会計、ここでも3,000万円程度は一般会計から繰り出されている。このような中身になってございますので、昨日の終了のときに丸山委員からもお尋ね等いただいて、細かく、より正確に申し上げるとそういうことになりますこと、冒頭皆様にお伝えをさせていただきますので、おわびも含めてということになりますこと、ご了承のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、議事に入ります。

本日は議第2号から議第7号までの計6件の審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取についても議案ごとに行います。

それでは、議第2号 令和4年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。

初めに、歳出全般について質疑を行います。ご質疑願います。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 243ページ、疾病予防費の補助金なのですけれども、人間ドック、脳ドック、胸部、腹部CTのそれぞれの受診状況と申しますか、どのぐらいの人数なのか教えてください。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

受診状況ということで、令和3年度について今執行中ですので、令和2年度のところのまずはその数字を申し上げたいと思います。まず、人間ドックのほうでは、令和2年度は855人、率にして15.5%、またCTのほうでは182人、率で3.3%、脳ドックについては38人、率にして0.7%という状況であります。

予算のほうに今度説明をさせていただきますが、受診率は同じぐらいと見て、被保険者が5.4%ほど削減される、減少する見込みですので、その分を加味して予算を計上してございます。人間ドックについては995人、脳ドックについては50人、胸部、腹部CTについては190人という数で見込んで予算を計上してございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 私は、人間ドック受診しているのですけれども、その際にオプションとして胸部のCTもそこで追加のお金を払ってやるのですけれども、あらかじめ胎内市で補助金が設定されている胸部CTの補助制度というのはどのような形でなっているのか。私の場合は、今受診しているところで追加でやるよりも、ここに受けたほうがより安く受けられるのか否かということをお願いしたいと思います。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

胸部等のCTですけれども、まず胸部、腹部のいずれか選んだ場合については医療機関に支払う金額の3分の2の額で上限を8,800円と設定しています。胸部、腹部の両方を選択した場合には、医療機関に支払う3分の2の額で、上限を9,980円と設定してございます。医療機関によっては人間ドックとプラスオプション、抱き合わせの場合は、また費用を安く、サービスを提供しますという医療機関もありますので、医療機関ごとで料金がまた変わってきますけれども、補助制度については先ほど申し上げたとおりでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 今に関連してですけれども、5.4%の保険に入っている方が減というのは、自然の減なのでしょうか、それともほかの社会保険に移られての減とか。お願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

年齢構成でいうと団塊の世代が後期高齢者に移行するというのが大きなところでございます。それを加味しつつ、具体的に言うと令和2年3月から令和3年2月の実績値と令和3年3月から令和4年2月の見込値で比較して、これ県のほうでまた推計をするのですけれども、推計し、被

保険者の数をはじき出したというようなところでございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 算委員。

○委員（算 智也君） 243ページ、保健事業費になるのですか、上の7節の報償費のところ、令和3年度であればこの予算に住民組織リーダー育成研修会講師謝礼、在宅栄養士並びに運動指導士の謝礼というのがあったのですが、今回載っていない部分こういった形で削られたのでしょうか。お伺いします。

○委員長（渡辺栄六君） 池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） 3年間の補助金で、令和元年、2年、3年と、それ補助金をもってやっていたのですけれども、令和4年度からそれが終了するという事でなくなりました。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 算委員。

○委員（算 智也君） なくされたことで困る方が出るということはないのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） またそれは別ところでやっていこうと思っておりますので、補助金は取りあえず終了しますので、また新たなものを一般会計のほうで考えていきたいと思っております。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 237ページの12節ですが、委託料で高額療養費支給決定通知書作成業務委託料が初めて上がっております。19万4,000円。それはなぜかお知らせください。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

高額療養費の支給決定の通知書、いつ頃振込しますというような通知書なのですが、今まではこちら胎内市の事務職員のほうで自前で封書に入れて送っていたのですが、令和4年度からは国保連合会の共同事務で行っていただくことにして、共同事務のほうでは今度圧着はがきによって送付するという事で、国保連合会への委託料ということで計上させていただきました。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で歳出の質疑を打ち切ります。

次に、歳入全般、一時借入金及び歳出予算の流用について質疑を行います。ご質疑願います。

羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 227ページ、保険者の努力支援分ですけれども、これは成績のいい順番に率が何かあったような気がするのですが、30市町村のうちで胎内市はいいほうから何番目ぐらいでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

まず、令和4年度に交付される分というのが令和3年度に行った保健事業の実施分ということなのですけれども、30市町村のうち25番目というような状況にはなっております。ただ、25番目で、何か悪いように捉えられるかもしれませんが、ほぼほぼ各市町村とも似たりよったのところですので、下のほうが少し連なっていますので、決して悪いということではございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 先ほどの冒頭の市長の挨拶のところで、繰入金になりますけれども、231ページの一般会計繰入金というのが2億5,200万円ありますが、そのうちでは一般財源で6,000万円というのはどの部分をいうのでしょうか。1節から5節までありますけれども。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

繰入金額2億5,272万7,000円ありますが、一番大きいのが保険基盤安定繰出金の部分なのですけれども、これは国が2分の1、県が4分の1、市町村4分の1とありますけれども、その市町村4分の1については普通交付税で措置されますので、それは全て純然たる一般財源の持ち出しはございません。そのようなことがありまして、市が純然たる持ち出しの部分というのは事務費の部分でございます。5,270万6,000円、その部分と、あと財政安定化支援事業分というのが、これも交付税措置があるのですけれども、80%が交付税措置されて、残りの20%分は市が付け足して出すことができるという繰出基準がございますので、それで繰り入れている部分がございます。合わせて純然たる持ち出しは6,045万3,000円というようなことになります。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると、職員給与の繰入れというのは、これは国保会計で賄えないということで、一般財源からの繰入れというふうに理解していいのですか。本来ならば国保の会計の中で職員給与というのは賄うべきものだとは思いますが、そうではないということなのか。そうすると、それはほかの自治体、市町村も全てそういう形で行われているということなのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

国保への繰り出しには繰出基準というのがございまして、職員の人件費については国保税で賄う部分ではないというような国のほうの考えもございまして、それで、一般会計から繰出基準に沿って、国保会計へ繰り入れているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 219ページも220ページも一緒なのですけれども、総括ということで、収入全体的に見ると、一番下、昨年度比1億3,290万円マイナスになっています。この辺何でこれだけの部分が下がったのかなという大きな要因を教えてくださいたいのと、あとは30年度から国保については財政運営が市から県に移行したのですよね。今4年目、今度5年目になるわけですが、そういう財政運営の部分で変わったことによって、例えば財政的な部分、あとは事務的な運用、そういった部分で効率化が図られたのかどうか。この2点ちょっと教えてくださいませんか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） まず、予算の前年度比、額でかなり差が出ているという要因でございますけれども、まず一番大きなところが先ほど申しました被保険者の見込数が340人弱ほど減少するであろうということがございます。それに見合って保険税なり、保険給付費なりが計算されていくわけですが、保険給付費については338人、340人弱が減ったことによって、8,300万円ほど保険給付費の支出が減るというような状況でございますし、またそれに合わせてというか、被保険者数に合わせて県への納付金もまた計算されてきますので、それも減少しているというようなところで、被保険者の数が大きなところでございます。

2点目のところでございますけれども、国保の制度が県のほうに、保険者に加わったということで、様々うちのほうでも大きなメリットもございまして、一番大きなところが保険給付費の全額が県から交付金で賄っていただくということになりましたので、支出が安定して行えるようになりました。年度末になると、保険給付費が足りるかどうかというところはもう心配されることではありましたが、それは全額県の交付金で賄われると。そこは大きなメリットでございまして、また国のほうで補助金の公費負担が1,700億円強、国全体です。国全体で1,700億円強交付されるということで、国保の被保険者についてはその以前に比べて保険税が1万円よりももっと多く削減できているというようなところは大きなメリットかなというようなところでございます。

また、あと国保連のほうの共同事務というのもそれに合わせて拡大されてございまして、それに合わせて私どもの事務もその一部を国保連に委託することによって、事務の効率化というものが図られてきているというようなところが上げられるかと思っております。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ありがとうございます。今お聞きして、大体頭に理解はできたのですが、340人ぐらい減る見込みだよというのは、何が原因で340人も減るのかなという部分と、あと保険料は減らないわけですね、前から見れば。効率化はできているけれども、保険料が減っていないという部分は、今後やはりそういう部分で保険料というのは上がる一方なのか、方向性は。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

被保険者の数ですが、これは胎内市に限らず、どこでも、どの市町村でもやはり減少傾向にはあります。それは、先ほど申しました団塊の世代が後期高齢のほうに移行するというので、国保の被保険者の数が後期のほうに移行していくというようところが一番大きいところの傾向でございます。

あとは保険料が減らない、あと今後の見込みなのですが、今コロナの関係で受診控えなり、手洗いの励行、マスクの着用等々で医療費のほうは以前に比べれば減少しているようなのですが、ただコロナの今の状況を見るとコロナの影響前、令和元年度ぐらいの医療費水準にほぼほぼ戻りつつあるというデータがございます。そこからすると、また医療の高度化とか被保険者の高齢化というのは変わらずありますので、保険税、保険給付費というのは今後も増加していくだろうというふうに見てございます。保険給付費が増加するという事は、それを賄わなければいけない保険税というのでも増加せざるを得ない状況が来るかもしれません。ただ、極端にそれがもし上昇するなんていうことがないように、今基金のほうで2億円程度積むことができますので、その基金をよく活用しながら、極端に上がるということがないように、できれば据置きということもできればなというふうには考えてございますが、今後そのような財政運営をしていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今のお話なのですが、そうすると令和4年度の保険料というのは、今回は据置きだというふうに私は思ったのですが、そういうことで理解していいのかというのと、あと1世帯当たりと1人当たりの保険料についてもお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 保険料率については引き続き据置きということで、予算計上し、そのように考えてございます。また、1人当たりの保険税でございますが、見込みということなのですが、1人当たり10万2,000円、1世帯当たりでいうと14万5,000円というふうに見込んでございます。1人当たりの国保税については、3年の予算を計上したときと、そのときもま

だ低く見ていましたので、ほぼほぼ同じぐらいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今の1人当たり、世帯当たりというのは、県内ではどのぐらいの位置にあるかというのはわかりますか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 令和3年度の賦課時点での状況で申し上げたいと思うのですが、30市町村のうち、高いほうから12番目というような状況でございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で議第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第2号 令和4年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

議第2号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了します。

次に、議第3号 令和4年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 今年10月1日からだったかと思うのですがけれども、年収、単身世帯で200万円以上、複数世帯で320万円以上の方が窓口負担2割になりますけれども、胎内市にはそういう世帯は何世帯ぐらいありますでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

広域連合から頂いた資料によりますと、胎内市の場合2割の負担世帯、人の数と同じですけれども、712人で、率にすると13.8%の方が該当するというように見込まれてございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 筧委員。

○委員（筧 智也君） 275ページ、歳出なのですが、10節の需用費並びに11節の役務費、こちらのほうが昨年度の予算よりほぼ倍増されている。また、11節の役務費の説明に書かれております通信運搬費、こちらというのは一体何をするものか教えていただけますでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

通信運搬費は、保険証を交付するときの発送の郵便料金というようなところなのですが、先ほどお話がありました2割負担というのが10月1日から施行されます。そこで保険証の発行というところが少し複雑になるのですが、例年だと7月に発行して、年に1回発行するということでしたけれども、その時点では2割の負担対象者がまだ判別できないというような状況でございますので、通例の7月に発行する分の有効期限は8月1日から9月30日までの2か月間だけまず発行いたします。その後2割負担が判明した後に、また全世界帯に対して10月1日から翌年、令和5年7月31日までの期限の保険証を発行すると。2回保険証を全世界帯に発行するというようなことで、通信運搬費が昨年比べて増加しているというようなところがございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で議第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第3号 令和4年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

議第3号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第3号にすべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了します。

次に、議第4号 令和4年度胎内市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、一時借入金及び歳出予算の流用について質疑を行います。ご質疑願います。ご質疑ありませんか。



渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） ちょっと予算から外れたと怒られるかもしれないけれども、市長にちょっとお尋ねしたいのですが、実際この介護保険制度というのは、当初それこそ本当に目的税的な感じでやってくる、3%の頃からやってきて、今までこの制度、実際問題制度あるのだけれども、当初は各市町村でもって出し合って、独自の支援策とか、いろいろあったりもして、今何もなくて、さっきの高齢者ではないですけれども、今度200万円ですか。そうすると、2割負担だけにもなる。だんだんと高齢者というのは追いやられているような、実際介護保険というのはあるのだけれども、実際あってもサービスを受けられないというような感じの世帯が増えているような気がするのだけれども、課長に実態はちょっと聞きたいと思うのだけれども、実際相談窓口的な例えばケアマネジャーさんのいろいろお聞きする中で、そういう市民の皆さんというのは増えてきているのか、それとも変わらないのか。その辺まずお伺いして、この制度の在り方そのもの自体どう今市長は思っておられるのか。もっと胎内市でもって、やはり独自のものをやっていたいかなければならない時期に来ているかなというふうに思っておられるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 私のほうからそうしたサービス利用に関する相談状況でございます。ケアマネジャー等から市の地域包括支援センターのほうに寄せられているところでございますけれども、年々少しずつ増えている傾向でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） それでは、私にお尋ねをいただいた今後の、もうこれ介護保険だけではないかもしれませんが。要はまさに少子高齢化、いろいろなところで言われているところがここに如実に出てくるだろうというふうな率直な捉え方でございます。すなわち高齢者福祉、その中の介護の部分の一体誰が支えていくんでしょうかという若年世代の人たち。かつてそういうことを若年世代のうちから、若年とはどこからというのがありますけれども、高齢者の介護保険料とかなんとかというものを負担はなかったわけでございますけれども、その負担はしている。しかし、圧倒的に支える側が人数が少ないので、かなり厳しい状況はこれからも続いていくというふうに考えなければいけないであろうというふうに思っております。これまでもどこかでお伝えしたことがあったやに記憶しているのですけれども、これから先、高負担、高福祉なのか、低負担、低福祉なのか、あるいはその折衷的なところなのか。理想は低負担で高福祉だけれども、そうはいかないところを議論していかなければいけない。これは、胎内市だけではなくて、国全体として議論していかなければいけないところに来ているのだろうと。

もう一つありますのは、今の中で、これも胎内市の前に国がどう踏み込むかということがありますけれども、ここも前にお話し申し上げた累積の財というものをどう捉えていくのかといった

ところ。すなわち今まだ資産家税とか、そこに踏み込んでないわけですがけれども、200万円とか300万円というけれども、高齢者の中に非常に大きな貯蓄があるような方々、累積の財を抱えている方々とそうでない方で同じ負担でいいのかどうなのかも議論をしなければいけないところに来ているのだろうというふうに思っています。

さて、そこで、では胎内市としてはどういうふうにかじを切っていくのだということになるわけでございますけれども、今のような議論を踏まえ、我々なりに考えつつ、あとはやはりできるだけ介護予防に、これまでもそうでございますけれども、介護予防に力を注いでいくということが極めて大事になってくる。さらにはどんどん、どんどん高齢化して、例えば認知の方なども増えてきたときに、前もここもお話ししたことがあったのですが、そういうふうな状態になってからどういうふうな治療や介護を受けるのかといった部分をあらかじめできるだけ、後で変わってもいいから、こういうサービスまでは望むけれども、こういうサービスは望まないであるとか、こういう医療は望むけれども、こういう医療は望まないであるとか、ご本人とご家族で話し合っていたところを、将来のためにそこを具体化していくような、そういう流れをつくっていく必要があるのだろうと、そのように思っています。極論を言うと、事前告知的な部分もありますし、最初から考えておいて、ケアプランニングをつくっておくというようなことも有益になってくるでしょうし、全て具体的に今この場で言い尽くせるものではないのですけれども、問題の背景と、それから重点施策として何をどう捉えていくのかという辺りはそのような事柄になってくると認識しております。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 今渡辺委員が言われた部分で関連するのですけれども、この介護保険というのが制度自体が、財源ですよ。その50%が税金とか公費、あと残り50%というのは40歳以上の人たちが介護保険料を納めて成り立っているというふうに思うのですけれども、さっき国保で話したように団塊の世代が75歳に全て達するのが2025年。もうすぐですよ、3年ぐらい。そうすると、やはり介護保険料がもう今の部分では成り立たないという部分があると思うのです。そうすると対策としてはどうするかといったら保険料を上げるか、あるいは40歳も今以上負担しているのをもっと下げるか。あとはどうでしょうか。どうすればいいのかよく分かりませんが、その辺になると思うのです、さっき市長が言われたように。そういう部分ではなかなか今よりは厳しくなると思うのですが、今市長が言われたのが対応とするともうちょっと踏み込んで、やはり保険料自体も35歳以上負担するとかなるのかなという部分が1つと、あともう一つ、介護保険施設で従事する方々、なかなか厳しいという話聞くのです。特にやはり若い人たちが就職するのだけれども、やはり厳しくて離職するというふうな話聞くのですが、その辺の対策、対応、賃金、国も上げるような要請はしていますけれども、実際はそんな上がっていないというのが実

態なのですが、その辺の状況を教えていただけますか。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 状況といいたまいますか、細かなデータ等担当のほうであれば補足をさせていただきます。私のところは、今両委員からいただいたところ含めて、薄田委員のほうからはさらに深掘りをしてというようなところがございますが、やはりさっきも申し上げましたが、負担と受益の関係でいうと、やはり繰り返すですけども、高負担、高福祉なのか、低負担、低福祉なのか、その折衷的なものをどういうふうに見定めていくのかといったところがどうしても避けられない議論であろうと思います。低負担でありながら高福祉を望むというようなことは、ここにはもう限界があるというふうに見定めておかなければいけないところが1つあって、負担のところを翻って考えたときに、これ薄田委員のほうから35歳から例えばどうなのだという、こういうご議論も当然あり得ると思っています。だけれども、今日本が、我が国が抱えている問題というのは、若年層の方々が低賃金で、なかなか将来に対して希望、結婚や出産、育児といったところに至らない若年層の方々がとても多いといったところも踏まえておかなければいけないので、私自身はやはりそこは一定の線引きをして、そして一律35歳以上ということではなくて、一定のこれも累進的な考え方を取り入れて、一律にこういうパーセンテージではなくて、もっともっと例えば40歳以上でもいいのだけれども、所得の多い方、収入の多い方には一定額の上乗せがあるというふうにしていかないと、なかなか平等だけの観点ではなくて、公平ということ考えたときに、そういう視点が求められてくるのだらうというふうに思っております。そして、さらに今従事者の働き方、それから雇用の安定、その他に関して、ここはやはり公費でさらに拡充すべきは拡充していかないと安んじて、そして働きがいも持って介護に携わる方々が確保できないという、そういう懸念が大いにございます。様々なことを併せながらということになりますけれども、そういう方々に対しては手厚い公的な支援も必要なのではないかと認識している次第でございます。

いずれにいたしましてもかなりの難問になってくることは間違いなくて、抜本的なところで今申し上げましたような負担の部分、とりわけ負担の部分で何か考えていかなければいけない局面にあるのだらうと。相矛盾するようですけども、だからこそ健康寿命、できるだけ介護予防を充実させるということは先ほど申しましたとおりでございます。しかし、それは今までもやってきていることなので、ではどう考えるか。やはり負担のところをもう少し見詰め直していく必要は確実にあるのだらうというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 私のほうから介護人材不足に対する対応について申し上げます。

まず、国のほうでは数年前、3年ぐらい前でしょうか、介護職員の処遇改善ということで制度

化されておりましたが、これがなかなか施設にとっては使い勝手が悪い。対象が介護職員に限定されておまして、看護師であるとか、その他相談員もろもろ、そういった方々は対象にならないということで、1つの法人において、その職種だけ上げるという部分でなかなか使い勝手が悪うございました。今年度の処遇改善の内容がその部分が変わってまいりまして、施設に従事する職員全員に対して処遇改善がなされるようなふうに改正されました関係がございます。また、この処遇改善の申請に当たりましては、直接県とのやり取りもそうなのですが、市も經由して事業所の皆さんから状況をお尋ねをし、そして申請をいただくような流れで市としてもその辺、状況なども伺いながら、できるだけ改善が図られるよう話し合いなどを行っているところでございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 今ほどの皆様方の質問と、また市長の答弁の中でもありましたけれども、私も一番思うのは、実際健康を維持するということがやはり負担を減らすためには一番有効だと思います。そのための、やはり繰り返しになって申し訳ないのですが、私もそう思っていたのですが、介護予防というのが一番重要になってくると思っています。要介護2にいくのを少しでも引き延ばす、または要支援から外れて戻るといふか、健全な形になるというか、そうなれば一番ベストなので、そうなるとお金もかかりませんので、やはりそこに力を入れていくのが一番だと思うのです。

そこで、私も現場のことをちょっと知っているのですが、要支援外れて復帰したというか、そういう人数というのは実際にいることはいますけれども、何人ぐらいおりますでしょうか。把握しているかどうか、ちょっとあれですけれども。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 今年度の要支援の認定者数523人いらして、正確な数値はあれなのですが、要支援から自立というふうになった方は1割にも満たないような状況でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） できるだけこれから増やしていけるように、いろいろまた運動とかも含めて、介護予防充実させていってほしいと思います。

またちょっと角度が変わりますけれども、介護職員の改善といいますか、雇用確保の点で、処遇改善手当というのが実際には今第2弾まで出ているのです。先ほど課長3年前というふうには言われましたけれども、第2弾目がたしか3年前だと思うのです。1弾目がかなりもう10年近く前に出ている。10年までいかないか。8年ぐらいか。出ているのです。それが介護人材確保の目的ということで国のほうから出ているのですが、実際には介護職員に全額行っていないのが

実情でして、施設側から見ても修繕費だとか、いろいろ必要になってきますので、確保しなければならないというのもあって、施設側が取ると言ったら変ですけども、したり、またほかの職種のほうに実際回ったりしているのです、事務とか。それで、本来介護職員の確保のためなのに、ほかのところ行ってしまふとその目的が失われてしまふという、現状がそうなのです。その辺のことで、市が結局介護者なわけです。介護の主体になっているのですよね。

〔「保険者」と呼ぶ者あり〕

- 委員（渡辺秀敏君） 保険者。その辺のチェックというのは市のほうで入れることができないのでしょうか。ちゃんと一人一人に。
- 委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。
- 福祉介護課長（須貝正則君） 今委員ご指摘の点は、全国的にそういう明らかな違反でございまして、そういったことが横行されておりました。そういったことを受けまして、実態というものを、一人一人について市のほうで行っておりますが、実績等と決算の状況等々確認しながら、そういった正規の使われ方がないかどうかチェックを行っております、この点胎内市においては適正に使われているというふうに、今の状況でございます。
- 委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺秀敏君） 自分のことを言うようで悪いのですけれども、私は自分のことではなくて、周りの同じ仕事している人のことと言っているのですけれども、現実にはさっき私言ったとおりになっているのです。何かチェックがちょっとどうなっている……
- 委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。
- 市長（井畑明彦君） 渡辺秀敏委員の言われることは、事実に基づいてご指摘いただいていると思います。我々が表面上というか、形式上尽くせるところは尽くしているとしても、実態においてどうなのかといったところが、なかなかしっかりとした知見もないままに行っている部分があるから、いわゆるチェック、監査機能を強化しなければいけない、もっと踏み込んで行わなければいけないといったところが今ご指摘のところに含まれていると思います。大切なご指摘として、我々市町村のそういったところを指導、助言する立場にある県の高齢福祉課、その他のところとも十分情報共有しながら、足りないところはどこなのか、どういうふうにしたら見逃さずに、きちんと健全、適正運営ができるのかという、そういう宿題として預らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺秀敏君） もしその辺の情報収集のことで、あれですけども、微力ながらも申し上げさせていただければと思います。
- 委員長（渡辺栄六君） 小野委員。
- 委員（小野徳重君） 319ページの任意事業の中で、18節の補助金なのですが、ここに成年後見

制度利用助成金とあるのですが、これを詳しく教えてください。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 成年後見制度の利用者補助金でございます。こちらは成年後見制度利用支援事業、これ介護保険の中で事業化がされておまして、胎内市もこれに沿った形で、当事者のご家族等が後見の申立てがなかなかやる人がいないといったような状況にあるご家庭について相談をお受けし、必要に応じて市長申立てといったところで行う場合において、精神鑑定料、その他申立てに必要な費用、そして後見人に対する報酬がなかなか収入額のほうで対応できないと。大体月額最低2万8,000円の報酬なのでございますが、そういった方々に対する支援のための補助金でございまして、令和4年度の予算においては報酬の分として月額2万8,000円の12か月を2人分見込んで計上したところでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） 分かったような分からぬような話ですが、実際にこれを、補助金を対象、受け取っている人はあるのですか、実際のところ。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） この事業を使つての状況でございますけれども、今年度においては1件ございました。昨年度はございませんでした。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 少し分かりにくいようで、申し訳ありませんでしたが、要は対象となる方々の様々な権利擁護、相談に対して応え得る、そして現実にそれを解決に導いてくれる存在として成年後見制度というものを活用していきましょうと。成年後見制度がなかなかPRも足りなくて、利用する人もいないのだということになると、これはいけませんので、それがために補助金なども設けているわけでございますけれども、実際にそういうニーズはないのだということで実績が足りないのか、そうではなくて、ニーズは必ずあるのだけれども、PRやその他、あるいは垣根が高かったりして使い勝手が悪かったりしてはいないのか。実は私のところにもそれに類するお尋ね等をいただいたこともありまして、しっかりとPRもして、そして有効に活用していただきたいのだと。予算の話に戻しますと、その予算、今申したように本来はやはり必要な予算でございますので、必ずこれは予算計上しておいて、必要な方にはきちっとそれを活用していただけるようにしていこうというふうに捉えております。これからその経緯を見ながら、もしかしたらこの部分はもっと手厚くしていかなければいけないかもしれないという認識も持っておりますこと、併せてご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺栄六君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） 分かりました。それで、やはり胎内市民の皆さんにこういった制度があるということ自体が恐らく知らない人が多いとは思うのです。実際こういうのを使わなければ恐ら

く一番いいのでしょうけれども、中には当然必要とする人もあるわけですから、やはり市のほうとしてはもっとこういうのがありますよ、どうですかという表現悪いけれども、広くやはり市民の皆さんにこういう制度もあるので、ぜひご活用くださいというようなことをもっと知らしめるといふか、そういう措置が必要な気がするのですが、そんな形でお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お尋ねが、これはちょっとすみません。おっしゃるとおりかと思えます。先ほど申しましたとおりでございまして、大切で必要な制度であるけれども、ちょっと分かりにくいとか、一般的になじんでいないとか、しかし本当に今の高齢者の方々の状況を見ますと高齢者のみの世帯の方々、それから高齢者独り暮らしの世帯の方々、そういった意味で先ほど申し上げましたように、実は知られていない、面倒だけれども、潜在的なニーズは確実にあるのだという捉えの中で分かりやすく周知をして、そして相談にも応じられるような、そして必要な方に成年後見の制度を活用して、そこにつなげていけるような、そのような対応をしてまいりたいと思えます。よろしくをお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 312ページです。最初の介護サービス等諸費なのですが、1日居宅介護サービス給付費が4,000万円減、次の地域密着型と、あと施設介護サービスの入所者の額が5,000万円の増と3,000万円の増になっていますが、理由についてお知らせください。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 居宅介護サービス費についてでございますが、これ居宅系のサービス利用のほうが実績といたしまして、状況見てということで予算計上したところでございます。特に訪問介護サービスについては大きな変動はないのですけれども、通所介護の部分、そうしたところ、それから短期入所の部分の利用が少なくなっている今の状況にありますことから、それらのことを実績から比較をいたしまして減といったところになったものでございます。また、施設介護給付費の増については、月額施設サービス費が1億円を超える状況になってきて、これは施設入所者がだんだん増えてきているといったところから、増額ということでさせていただいたわけでございます。特に新たな施設サービスとして、介護医療院といったようなことも、また昨年度よりも今年度の利用者が増えてきているといったようなところもございまして、サービスの種類と申しますか、内容も増えてきたといったところもございまして、

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 今の説明の介護医療院というのはどういうことなのか。すみません。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 例えば村上記念病院とか、ああいった以前は医療の施設として、

介護の部分もございますけれども、1つの病院の中で医療と介護を分かれているところなのですから、その転換として以前は療養型施設であったところが国の新たな介護保険の施設としてそういったものが整備されて、医療というよりも介護のほうにシフトしてきたといったところでの代表のほうで療養介護といったことでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） これの額がだんだん、どんどん上がってきますので、できるだけ在宅介護で頑張る人を増やして、入所する方をなるべく減らしていきたいというふうに、大体施設入人も本当は入りたくないという人が結構多いのです。家族の意向も大事ですけども、施設入所の数はなるべく増やさないように頑張っていたきたいなというふうに思います。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質問をしてください。

井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 羽田野委員からは、以前にもそのようなご質問を頂戴し、お答えしたこともあるわけでございます。国も介護の資源が足りなくなってくる。それがために施設から在宅へというふうな標語の下で、できるだけ在宅でケアできる方はそうしてくださいと、それはおっしゃるとおりだし、そのように努めてきているところでもあるのですけれども、やはり家族の意向だけではなくて、老老介護という言葉に象徴されるような、極めて厳しい、例えばご夫婦であって、その方々がどちらも高齢になったときに在宅で支え切れるかといったところが現実問題として、ここが集約されて、顕在化してきている状況にあるのではないかなと思っています。そのようなところで決して簡単に、それが唯一、あるいは効果的な切り札になるかどうかはさておいて、その折衷的な部分としては地域密着型のグループホームというようなことがあります。羽田野委員の言われる何とか在宅で、在宅でといって、そこにも限界があるし、違った視点の中で地域密着型のグループホームというのは考えていく必要性と意義があるのではないかなと捉えています。すなわちある程度高齢になった人がお一人の単身であっても、グループホームで暮らし、プライベートが確保されたところで必要な、緊急時に医療の提供も受けられる。そういった折衷的な、今広がりつつある地域密着型のグループホームというようなものを何か拡充して、そこを補って埋め合わせをしていくような、そういった視点も大切ではないかなというふうに認識しているところでございます。ご質問の意図するところはお酌みしつつ、様々に方策を併せながらということで、胎内市なりにご安心いただけるすべはどういったところかと探ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） もともと介護保険は、在宅介護を応援するということから始まったと思っております。だから、在宅介護が頑張れるような応援をもっとしていくべきでないかというふうに思うのです。それで、例えば紙おむつにしましても、319ページの下から4番目の扶助費で



紙おむつ等扶助費が570万円上がっておりますけれども、議会でも要望して、これはできるだけ安いときに自分の気に入ったものを買いたいということで、紙おむつ券というか、そんなふうにも、両方決まった品物を毎月いつも届けてもらうのと、券でもらって、好きなときに好きなものを選んで買えるようにということで改善していただきましたけれども、その割合もちょっと教えていただきたいし、何人の方に今紙おむつが届いているかお知らせください。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） まず、在宅介護の応援の関係で、支援者の皆さん、ご家族のご意向、ご本人のご意向等の中で、やはり以前と比べて傾向といたしまして、特に胎内市の状況といたしまして高齢化率が全国値よりも先んじて進行している状況、そして最も支えるご夫婦であったり、ご夫婦の高齢化、高齢者のみ世帯でも。そういった状況が年々増えてきている状況にございまして、そうしたことからなかなかやはり思いはあっても、在宅介護は厳しい方が入所されているといったことから増えてきているところがございます。できる限り住み慣れたご自宅というところは支援者の皆と共通で考えながら、特に自立支援・重症化防止の部分も含めて、どちらがいいのかというところで、検討の上で結果としてこういう傾向にございます。

また、紙おむつの、以前は現物支給という形でございましたが、令和3年7月から給付券方式、これは、ご意向というか、利用されている皆さんのお考えも聞いて今実施しております、ほぼ100%券を使って、こちらのほうは使い切れなかったということではなくて、ほぼほぼお送りした券は実際使われている状況でございまして、人数といたしましては今年度2月末の実人数で申しますと269人といった状況でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 紙おむつ支給を受けていらっしゃる全体の人数は何人か。269人が全員ですか。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

○委員（羽田野孝子君） そのうちの何割かは給付券でもらっていらっしゃると思うのですが。細かいことはいいです。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） これいつでも変えられると、選べるというやり方を取っておりますが、9割の方は給付券ということで、こちらのほう現在市外も含めて19店舗でご利用できるといような利便性もございまして、当初は、これまで、以前のように自宅にという方もいらっしゃいましたけれども、今だんだんと増えてきている状況にございます。また、なかなか買物が難しいという方については配達もしています。すみません。長くなりました。申し訳ございません。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） ありがとうございます。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） また元に戻った話なのですけれども、介護予防が大切なのだ、健康寿命を延ばすことが大事なのだということなのですけれども、胎内市は介護予防に一生懸命、何年も何年も力を入れているのですけれども、その成果といいますか、健康寿命率といいますか、そういうのというのはランキングで数字というのはあるのですたっけ。もしあるようでしたら県内でどのぐらいの成績なのか教えてください。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） ランキングということで、現在歳入のほうの予算のところがございますが、国の機能強化というところで評価がされまして、そこで取組が優れている場合はもらえる金額が変わるというところで申しますと、保険者機能強化推進金として自立支援、重度化のところの評価は今年度県内で4位といった状況でございます、そのほかに介護予防、健康増進の部分で保険者努力支援交付金、こちらも合わせて4位といった順位でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 県内4位ということで、すばらしいと思います。胎内市は、高齢者率も高く、高齢者も多いのだけれども、その割には高齢者がみんな元気なのだというような、そんなまちづくりをぜひやっていっていただきたいと思います。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で議第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第4号 令和4年度胎内市介護保険事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

議第4号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第4号にすべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了します。

お諮りします。新型コロナウイルス感染症のため、換気を行いますので、5分間休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、11時17分までの5分間休憩します。

午前11時11分 休憩

---

午前11時16分 再開

○委員長（渡辺栄六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議第5号 令和4年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑願います。

八幡委員。

○委員（八幡元弘君） 物すごく単純な質問をさせてもらいたいのですけれども、あそこに、場所は黒川地域というか、あるのでしょうかけれども、そこのお医者様にかかっている人というのはもう黒川の人だけなのですか。それとも、ほかのところからも行く人は何人かいたりするのかなど。単純な疑問で。

○委員長（渡辺栄六君） 池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） 令和2年度で申し上げますと、延べ503人の方がかかっているのですが、その中で中条地区から行かれています方が3人、村上市からの方が5人、延べですけれども、5人ということで、あとは全部旧黒川村の方です。

○委員長（渡辺栄六君） 八幡委員。

○委員（八幡元弘君） 今の人数というかはほかの、ほかと言うのはおかしいか。中条とか村上市から来ている人というのは、もう例年それぐらいずっといる感じなのですか、それとも減ってきているのか。全体的に減っているから、それも減っているのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） 徐々に減ってきておまして、今年度は中条地区は延べで2回となっておりまして、村上市のほうは4回となっております。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で議第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第5号 令和4年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

議第5号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了します。

次に、議第6号 令和4年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑願います。

算委員。

○委員（算 智也君） すみません。知らないのは私だけなのかもしれないですけども、ちょっと教えていただきたいのですが、歳入の368ページ、歳出の380ページ、共に米粉製造施設運営費が上がっております。令和2年度が5,000万円、昨年が3,000万円、今年1,000万円。この先やはりゼロになるということで、新潟製粉さんとか独立させていくという方向という意味で捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 算委員さんおっしゃるとおりでございまして、以前は全量黒川のところに米粉製造施設ありますけれども、あそこが委託をしている施設でございまして、これまでは全量1億数千万円ということで委託料出しておったのですが、これは会社のほうと協議をしまして、令和4年度、今のところは7月から自力で運営していただくという方向で進めております。それまでの間約3年かけて5,000万円にして、3,000万円にして、1,000万円に、徐々に委託料を減らしてきたというのが経緯でございまして。

○委員長（渡辺栄六君） 八幡委員。

○委員（八幡元弘君） ちょっとワインの関係で、昨年からスパークリングワインのための、レンタルで借りているということだったのですが、この辺の動きというか、出来、あんばいというか、どんな感じなのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） スパークリングワインの充填装置といいますかをリースで入れていたのですが、今ほぼスパークリングワイン2種類、白とロゼを瓶詰め作業が終了しております。なので、令和4年度から販売に向けて、今金額であるとか、その辺有識者に確認しながら今進めているというところでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 八幡委員。

○委員（八幡元弘君） それは、価格はこれから決めるというのですが、どのぐらいの価格帯、今のアッサンブラージュとか、いろいろありますけれども、どのぐらいになるのか。また、課長とか市長は試飲したことがあって、どんな感じなのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） お答えさせていただきます。

一応白とロゼとも約600本ちょっとは出ます。全体で1,200本ぐらいございます。今醸造指導をいただいている山梨の方から言わせると、かなり出来はいいのではないかということで言われておりまして、七、八千円でもという話はしていましたが、なかなかそこまでいくと単価、高級なワインになってしまいますので、その辺は今後内部でも詰めまして、市場の同じスパークリングワインの価格なんかも見比べながら決めていきたいと考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（榎本富夫君） 味ですか。味は、私はちょっと飲ませていただきましたけれども、まろやかで非常にいいワインかなと。今年度から瓶詰めを始めましたので、今までずっと瓶で保存してきて、あれがたしか28年産のブドウだと思いますので、かなり熟成もしてきたかなというところでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 委員各位に申し上げます。予算の範囲内の中での質問をお願いいたします。

羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 369ページですが、地域活性化センター事業収入で売店収入が107万円上がっておりますけれども、どんなものが売られているのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） こちらは事業収入でございますけれども、市役所の下売店であるとか、いろんなお歳暮等々になります。胎内高原の水類、あとはハムも今のところ仕入れをして販売してございますし、あと、はるかなたなどのペーストをこちらのほうで抱えまして、市内のお菓子屋さんのほうに提供しているということで、一番大きいのがペースト代が約40万円ぐらいございまして、その他は25万円ぐらいになってございます。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 380ページ、農業費のミネラルハウスのところですが、新工場になってから二、三年になりますけれども、この新工場というのは本来の販路が大手のところ販売するというのが目的だったにもかかわらず、ちょっとしたミスなのでしょう。水の具合でうまくいっていないというのを聞いていますけれども、この改善ということについてはどういうふうに関心しているのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 以前にもそういった同じような質問ございまして、第2工場の水の井戸のところから採取したミネラルウォーターについては硬度が少し高かったというところがございまして。なので、硬度を下げるというのはなかなかできないと思いますけれども、この辺

は今最初販売する予定だった大手のところは第1工場の水を使っていますし、第2工場については保存水ということで、ほかのところの災害用の扱いをしている企業であるとかということに営業をかけながら増やしてはいきたいのですけれども、なかなか今のところコロナで県外にも行けないという状況でございますが、営業も担当も置いておりますので、終息したら県外とかその辺に行って営業をかけていきたいと思っております。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると、今のお話ですと大手のところは第1工場のほうで賄っているという話なのですけれども、そうすると第2工場を建設した理由というのは何だったのだろうということになってしまうのですが、大量にできないので、第2を造ったというふうに私は理解していたのですけれども、第1で賄えるのだったら最初から第2工場なんて要らなかったのではないかなんていう、今聞いた話で単純にそう思ったのですけれども、その辺の考え方というのは、大手のところに対してまだまだもっと需要があるにもかかわらず、いっぱい販売することができないでいるという、そういうことなのでしょう。

○委員長（渡辺栄六君） 高橋副市長。

○副市長（高橋 晃君） 第2工場の製造についてなのですけれども、先ほど課長答弁にもありましたが、硬度が少し高いということなのですけれども、実は第1のほうは硬度が14で、第2のほうは30なのです。軟水と呼ばれるのは、50以下であれば軟水というようなことでの位置づけにはなるのですけれども、ただ今丸山委員のほうからお話が出た大手さんというのは、その14を見て、14でなければ駄目よというようなお客様であるために、引き続き第1でという取扱いをしているところでございます。ただ、これからの営業の中で、今実際にウオロクさんだとか、原信さんだとか、第2工場の水も取り扱っていただいているというようなところでございますので、今度製造をフルに上げたときに、今24掛ける2万ケースほどストックしておりまして、それを大きな販売、要するに災害用でどこかに備蓄しますと。例えば東京都の何とか区というところで大量に備蓄するというようなところに入札案件として販売をかけていくというような戦略で、今進もうとしているところでございます。そうすると、第1工場で作業でやっているような水の製造であると非常にコスト高になって、他社との競合がなかなかできないという中での製造になりますので、第2工場での大量な製造販売というようなことで会社のほうでの利益の追求というようなことをもくろんでいるところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ぜひ販路拡大がうまくいってくれたらいいなというふうに私は思っています。

この次に、ワインの問題なのですけれども、ワインはこの予算を見ると収入に対してやはり支出が倍なのです。その辺の改善というのの見通しなんかはどういうふうに考えていますか。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

確かに現在の数字、委員ご指摘のとおりでございます。それがために少なくとも収支均衡を取れるように、さらには収入が上回るようにということで、もろもろ進めている途上にはございます。実は近々にもここら辺を詰めなければいけないだろうというポイントがございまして、それは1つには委託して販売をしているといったところでお任せをしてくれている。そこら辺を根本から見詰め直してみたらどうだろうと。最終的にどこに販売されているのか、その辺りを我々がもっともっと委託販売会社に任せきりではなくて、どういったところに売ってもらうように働きかけをして、それをコントロールしていくべきであろうというふうに捉えています。それで、私自身ここが一つ大きなポイントになるかなと思っているのは、今まだコロナ禍ではありますけれども、ロイヤル胎内パークホテルとか、そういったところに来てもらって希少なワイン、幻のワインというように言われている部分もあるのですが、来てもらったらここではふんだんに飲んでいただけますよというようなPRが極めて有効になってくるだろうと。そうすることで観光の振興と、それからワインのPRと、それから販売促進が図られてくるといったところを一番大きなポイントとして捉え、それを現実に移行しようというふうに始めてまいる心積もりでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺俊委員。

○委員（渡辺 俊君） 今市長の答弁聞いていて、地域産業振興事業の経営戦略にそういうことをやほりのせるべきですよ、あの中に。令和3年度から令和10年度、7年間で。それ以前にそういう経営戦略みたいなのをつくりましたっけ。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 経営戦略につきましては、今回初めてつくらせていただきました。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 初めてつくった目的は何ですか、課長。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 総務省のほうから指示がありまして、つくりなさいと、公営企業会計については経営戦略つくって、経費削減、運営について有効な運営していきなさいというところで通知が来たという。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） だから、計画のための計画でなくて、やはり数値目標とか持って、7年間なら入れてもらって、市長さん今言ったようなことも入れてもらって、また年度途中でいいからつくって、またそれ加えて新しいのを見せてもらいたいなという要望です。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で議第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第6号 令和4年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議がないので、これより採決します。

議第6号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第7号 令和4年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 409ページの24節の積立金の部分について質問させていただきます。

新年度の予算で5,700万円ほどを基金に積み立てるよという予算なのですが、今回の補正で900万円ほどですか、将来の事業費に向けて積立てていくよということで、また今回も新しい予算で5,700万円。これ大体トータルで5億円ですか、これを積み立てると。いう予算になっているのですが、どのぐらいまで積み立てる考えなのか、あるいはどんなぐらい将来にわたって修繕かかるのか、その辺の計画をお聞きいたします。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 積立金、令和4年度が5,700万円ということですが、ご存じだと思いますけれども、FITが令和4年度で終了するということになりまして、販売というか、売電収入が約3分の1に今度なってきます。なので、これ以降はそんなに積立てはできないと認識してございます。ただ、この前一般質問でもありましたが、運営自体はしていけるということで考えておりますが、今後10年刻みで、10年ごとですか、大規模な点検等々ございまして、5,000万円、6,000万円その年にはかかってくるようなところがありますので、そのために、長くこの事業を続けられるように積んできたというところもあります。徐々にこれ基金を取り崩しながら、維持管理を進めていきたいと思っております。



○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 大体分かるのですけれども、企業ですから、ある程度将来、例えば耐用年数もう何十年あって、この事業というのはもう20年やはり見込んでいるのだとか、この設備で。そういうふうなもの多分あると思うのですけれども、いや、出せないのかもしれませんが、そういう将来計画、特にダム事業の、ダムというか、発電事業というのは大きいと思うので、その辺の将来計画をお聞きいたします。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） ご指摘ごもっともかと思えます。恐らくは5年、10年前にF I Tはいずれ制度としてなくなるであろうという認識を持ちながら、それが現実になってきた。現実になってきたから、なおしっかりと将来予測を立てて、そして計画に反映させながらこれからの維持管理というか、事業継続そのものについても立ち入って、しっかりと考察するタイミングに来ているのだらうと。ですから、F I T終了というのを一つの機会と捉えて、これまで足りなかったところを明確にして、そして事情変更この先あるかもしれないけれども、現在の基金残高と照らし合わせてできるだけ明確なところを定めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で議第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第7号 令和4年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

議第7号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

これで本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、明日3月16日午前10時より議第8号から議第12号までの審査を行います。

なお、採決及び委員会として付すべき意見の聴取も議案ごとに行います。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時40分 散会